

事例番号:300490

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日 分娩誘発のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 2 日

9:00 オキシトシン注射液による分娩誘発開始

12:00 陣痛開始

13:45 破水

13:50 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

14:15 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度変動一過性徐脈を認める

14:25 経膈分娩

分娩後約 1 時間 30 分 血圧 55/39mmHg、気分不快あり、顔色不良、出血
多量

分娩後約 2 時間 血液検査で血小板 $12.8 \times 10^4 / \mu\text{L}$ 、フィブリンゲン
137mg/dL、Dダイマー 443.30 $\mu\text{g/mL}$

分娩後約 2 時間 30 分 輸血開始、DIC 徴候あり、子宮動脈塞栓術施行

分娩後約 4 時間 血小板 $4.2 \times 10^4 / \mu\text{L}$ 、フィブリンゲン 59mg/dL、Dダイマー
308.40 $\mu\text{g/mL}$

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:41 週 2 日
- (2) 出生時体重:3240g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.90、PCO₂ 63mmHg、PO₂ 23mmHg、HCO₃⁻ 12.3mmol/L、
BE -20.6mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
生後 16 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血
脳症と診断

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 1 名、小児科医 1 名
看護スタッフ:助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臨床的羊水塞栓症により子宮胎盤循環不全が起こった可能性が高いと考える。
- (3) 胎児の状態は、妊娠 41 週 2 日の破水後の 13 時 50 分頃より悪化し、胎児低酸素・酸血症へ進行したと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

- 1) 妊娠経過
妊娠中の管理は一般的である。
- 2) 分娩経過
(1) 予定日超過のため妊娠 41 週 1 日に分娩誘発目的で入院し、妊娠 41 週 2 日

に分娩誘発を行ったことは一般的である。

- (2) オキシトシン注射液を用いた分娩誘発について書面で同意を得たこと、オキシトシン注射液の開始時投与量および増量方法、オキシトシン注射液投与中の分娩監視方法はいずれも一般的である。
- (3) 破水後の胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数異常波形(高度遷延一過性徐脈および高度変動一過性徐脈)を認める状況で、オキシトシン注射液投与を最大投与量のまま継続したことは選択されることの少ない対応である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死であり、NICU 管理が必要と判断し、生後約 2 時間で高次医療機関 NICU へ新生児搬送したのは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数異常波形出現時の子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の減量・中止といった対応については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則した使用方法が望まれる。
- (2) 胎児心拍数聴取不良となった際の対応について、検討する事が望まれる。

【確認】胎児心拍数聴取不良となった際には、心拍プローブの位置調整に加えて、超音波断層法を実施し胎児の心臓の位置を確認したり、母体の脈を測るなどの確認をした上で、母体音と明確に区別することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

羊水塞栓症の原因が究明され、母体の循環障害や意識障害、胎児機能不全に対する対処法が確立されることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。